

第 1 章

計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

「男女共同参画社会基本法」が施行され、15年が経過しました。この間、国では同法に基づき「男女共同参画基本計画」、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、様々な取り組みが展開されてきました。しかし、男女共同参画社会が必ずしも十分に進んでいない現状に加え、人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困や格差の拡大、国際化の進展など変化し続ける社会情勢を受け、さらに充実した取り組みにつなげていくため、平成22（2010）年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。「第3次男女共同参画基本計画」では、あらたに、「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」等の分野が新設されています。

京都府では、昭和56（1981）年12月に女性問題に関する第1次行動計画「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」が策定されました。平成元（1989）年には、「男女共同参加による豊かな地域社会の創造」「女性の自立と社会参加を進める条件整備」「男女平等と共同参加をめざす教育・啓発の推進」等を重要な柱とした、第2次行動計画「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画—KYOのあけぼのプラン」を策定しました。その後、平成23（2011）年には、社会情勢の変化に対応した「KYOのあけぼのプラン（第3次）」を策定しました。

精華町は平成17（2005）年に「精華町男女共同参画計画」を策定し、「一人ひとりが暮らしやすいまちづくり」を基本目標として、精華町を誰もが住み続けたいと思える魅力あるまちとして、住民とともに築いていくために取り組みを進めてきました。また、この計画の具体的目標である「住民参加・住民主体のもと、男女共同参画に関する条例を制定する」は、平成25（2013）年には、「精華町男女共同参画推進条例」の施行により実現されました。

本計画は、「精華町男女共同参画計画」の計画期間終了に伴い、計画の見直しを行うとともに内容の再編を行い、「第2次精華町男女共同参画計画」として策定するものです。前計画の取り組みを踏まえながら、少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進強化、

障害者や定住外国人が女性であることでおきる貧困や人権問題など複合的な困難を抱える男女への支援といった本町を取り巻く社会情勢や新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進することを策定の趣旨としています。

2 計画の位置づけ

本計画は、『男女共同参画社会基本法』第 14 条及び『精華町男女共同参画推進条例』第 11 条に基づき策定するものであり、「精華町男女共同参画計画」を見直し、「第2次精華町男女共同参画計画」の前期計画として策定した計画です。

また、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、精華町が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

今回の見直しでは、「精華町男女共同参画計画」の進捗状況、社会情勢等を踏まえ、施策体系や内容を精査しました。

DV対策基本計画について

国では、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」と言う）が制定され、その後、平成 19（2007）年の改正により、第 2 条の 3 第 3 項に「市町村基本計画（DV基本計画）」の策定が努力義務として定められました。平成 20（2008）年 1 月には、国から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」において男女共同参画計画など内容が重複するものを見直しを行い、「市町村基本計画（DV基本計画）」とすることができるという考えが示されています。

京都府では平成 26（2014）年に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 3 次）」を策定し、この計画の中で、市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけを掲げています。

本町においては、これまでの男女共同参画計画の中でDVに関する各種施策は実施してきましたが、国・府の動向をふまえ、この計画では「基本方針3 女性に対する暴力を根絶する（仮）」をDV防止法に定める「市町村基本計画（DV基本計画）」である「精華町DV対策基本計画」として位置づけます。

3 計画の期間

本計画の期間は、「第2次精華町男女共同参画計画」の計画期間、平成27（2015）年度から平成36（2024）年度の10年間のうち、前期計画として平成27（2015）年度から平成31（2019）年度の5か年とします。

国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応していくほか、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて内容の見直しを行います。

4 計画の策定体制

策定にあたっては、「精華町男女共同参画推進条例」第23条に基づき設置した「精華町男女共同参画審議会」と庁内で男女共同参画を推進していくために組織している「精華町男女共同参画推進会議」とその内部組織である「精華町男女共同参画推進研究会」において審議を重ねるとともに、「精華町男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施、また、パブリック・コメントの実施などを通じ、広く住民の意見の聴取と反映に努めました。

